

## 現在の状況及び新型コロナウイルス感染症に関する大淀町の対応について

現在の奈良県内における新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に鑑み、大淀町の対応を下記のとおり定めます。

### ◎前提要件

本町における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、フェーズ4に該当しており、それに適した対策を講じるものとします。

### ◎感染防止

引き続き、再度の感染拡大を予防するため、基本的な感染対策を改めて周知します。ワクチン接種を完了しても予防行動は必要です。マスクを外した対面を徹底的に避けること、手洗いの励行、換気やソーシャルディスタンスなど3密を作らないことが重要です。また、クラスターを予防するため、事業所などでの食事、喫煙、歯磨き、車内の場面や対策が不十分な店舗等の利用には特に注意が必要です。

### ◎学校の対策（部活動について）

・可能な限りの感染防止対策を講じたうえで、通常の活動を可能とし、十分な検討を行なったうえで、学校長了承のもと、関係者の部活動の参加・応援等は可能とします。

・学校長了承のもと、公式大会・発表会等への参加、他校との練習試合、合同練習、集会等（以下、「練習試合等」という。）を可能とします。ただし、『緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域』や『独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域』における練習試合等は不可とします。

・合宿、遠征等、泊を伴う活動について、可能とします。ただし、『緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域』や『独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域』における合宿、遠征等は不可とします。

・公式大会・発表会等、練習試合等の観客については、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則ることとし、学校会場の場合は関係者限定とします。

### ◎町職員

従来どおり感染症対策を徹底します。会議室の使用定員を遵守して下さい。会食等の際には、別添の内容を徹底し、また、今後の感染状況を踏まえ自覚を持った行動を心がけます。

フェーズ1	「県内にて感染者が発生した場合」
フェーズ2	「町内に感染者が1名発生した場合」
フェーズ3	「学校関係者に複数の感染者が発生した場合」
フェーズ4	「複数の感染源で町内に感染者が複数人発生した場合」
フェーズ5	「町内で蔓延状態となった場合」※判断については本部会議にて決定する。
緊急事態宣言	「国から奈良県に対し緊急事態宣言が発せられた場合」